

北海道文教大学 障がい学生支援に関する基本方針

（趣 旨）

第1条 この基本方針は（以下「方針」という。）は、北海道文教大学（以下「本学」という。）が本学の教育理念に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に照らして、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）を受け入れ、修学等の合理的配慮を適切に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この方針における障がい学生とは、障害者基本法第2条第1号に規定する、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本学への入学を志願する者及び在学する者であって、本人が合理的配慮を受けることを希望する者をいう。

（受入れ及び修学等の合理的配慮に係る方針）

第3条 本学は、入試、入学から卒業までの修学に関する事項、進学や就職に関する事項において、障がいのない学生と等しく学生生活が送れるよう修学機会を確保する。

2 本学は、障がい学生から合理的配慮を必要としている旨の意思の表明に基づき、入学前又は入学後のいずれの時期においても適切に対応する。

（支援体制）

第4条 障がい学生支援は、学長のもと本学の全教職員が責任をもって適切に対応する。

2 本学では、障がい学生に円滑かつ適切に合理的配慮を行うための支援体制の確保に努める。

3 合理的配慮の実施にあたっては、個々の障がいの程度や内容に応じて、必要かつ合理的配慮を検討し、各所属学科をはじめ、関係部署が連携しながら対応する。

4 本学は、合理的配慮の提供にあたり、関係部局間との調整を行うために、入学前においては入試委員会を活用し、在学生に関しては障がい学生支援委員会を設ける。

（障がい学生支援委員会）

第5条 障がい学生支援委員会に関する規程は、別に定める。

（相談体制）

第6条 本学は、障がい学生及びその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に対応するための窓口を設ける。

（個人情報の保護）

第7条 「個人情報の保護に関する法律」及び学校法人鶴岡学園が定める「特定個人情報の適切な取り扱いに関する規程」に基づき、個人情報の保護を図りながら対応する。

（情報の公開等）

第8条 本学は障がい学生の受入体制・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

（方針の改廃）

第9条 この方針の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行うものとする。

※なお、「障害」の表記は、法令などで使われているものを示すときは「障害」とし、それ以外の表記はひらがなの「障がい」としている。

附則

この方針は、令和7年4月1日より施行する。